

山梨県調査・測量・設計等業務委託検査要綱 新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この要綱は、建設工事に係る調査、測量及び設計業務（以下「業務委託」という。）の適正な履行の確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2の規定、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「財務規則」という。）第122条の規定に基づき、並びに山梨県が発注する業務委託の完了検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 四 発注機関の長 財務規則の規定に基づき、契約担当者が知事となる業務委託の発注を担当する本庁の各部局長、又は契約担当者が所長となる業務委託の発注を担当する出先機関の長をいう。 (検査の依頼) 第4条 発注機関の長は、検査を依頼するときは、次の各号に掲げる区分に従い、完了検査については、別記第1号様式により、完了検査（部分引渡し）については、別記第2号様式により、それぞれ行うものとする。 (検査の命令及び委任) 第5条 出納局長又は地域県民センター所長（以下「出納局長等」という。）は、検査の依頼があったときは、出納局工事検査課又は地域県民センターの職員に検査を命じるものとする。	(趣旨) 第1条 この要綱は、建設工事に係る調査、測量及び設計業務（以下「業務委託」という。）の適正な履行の確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2の規定、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第122条の規定に基づき、並びに山梨県が発注する業務委託の完了検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 四 発注機関の長 規則の規定に基づき、契約担当者が知事となる業務委託の発注を担当する本庁の各部局長、又は契約担当者が所長となる業務委託の発注を担当する出先機関の長をいう。 (検査の依頼) 第4条 発注機関の長は、検査を依頼するときは、次の各号に掲げる区分に従い、完了検査については第1号様式により、完了検査（部分引渡し）については第2号様式により、それぞれ行うものとする。 (検査の命令及び委任) 第5条 出納局長又は地域県民センター所長（以下「出納局長等」という。）は、検査の依頼があったときは、出納局工事検査課又は地域県民センターの職員に検査を命じるものとする。

山梨県調査・測量・設計等業務委託検査要綱 新旧対照表

新	旧
2 前項の規定にかかわらず、出納局長等は、は、が必要と認めるときは、別記第3号様式により当該検査を発注機関の長に委任することができる。 (完成検査の結果の報告及び措置) 第8条 検査員は、検査の結果を次の各号に掲げる区分に従い、速やかに出納局長等に報告するものとする。 一 合格と認められるとき 検査調書 (財務規則第87号様式) (以下「検査調書」という。) 二 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 業務委託完了検査報告書(別記第4号様式) 2 第1項第二号の場合において検査員は、直ちに修補指示書(別記第5号様式)により受託者に修補を指示するとともに、修補を指示した部分の完了の確認(以下「修補完了確認」という。)を監督員に指示し、その指示を受けた者は、受託者から修補指示事項処理完了届(別記第6号様式)を受理したときには、速やかに修補完了確認を行い、修補完了確認報告書(別記第7号様式)により当該検査員に報告するものとする。 (検査結果の通知) 第9条 出納局長等は、前条第1項の規定による検査の結果について報告を受けたときは、次の各号により検査結果を発注機関の長に通知するものとする。 一 合格と認められるとき 別記第8号様式及び検査調書 二 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 別記第9号様式	2 前項の規定にかかわらず、出納局長等は、必要と認めるときは、第3号様式により当該検査を発注機関の長に委任することができる。 (完成検査の結果の報告及び措置) 第8条 検査員は、検査の結果を次の各号に掲げる区分に従い、速やかに出納局長等に報告するものとする。 一 合格と認められるとき 検査調書(規則第87号様式) (以下「検査調書」という。) 二 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 業務委託完了検査報告書(第4号様式) 2 第1項第二号の場合において検査員は、直ちに修補指示書(第5号様式)により受託者に修補を指示するとともに、修補を指示した部分の完了の確認(以下「修補完了確認」という。)を監督員に指示し、その指示を受けた者は、受託者から修補指示事項処理完了届(第6号様式)を受理したときには、速やかに修補完了確認を行い、修補完了確認報告書(第7号様式)により当該検査員に報告するものとする。 (検査結果の通知) 第9条 出納局長等は、前条第1項の規定による検査の結果について報告を受けたときは、次の各号により検査結果を発注機関の長に通知するものとする。 一 合格と認められるとき 第8号様式及び検査調書 二 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 第9号様式

山梨県調査・測量・設計等業務委託検査要綱 新旧対照表

新	旧
第8号様式（第9条第1号関係） 令和 年 月 日 発注機関の長 殿 出 納 局 長 地域県民センター所長 業務委託完了検査について（通知） 業務委託完了（部分引渡し）について（通知） 令和 年 月 日付け、第 号 で依頼のありましたこのことについての結果は、 別添のとおりです。 契 約 番 号： 事業委託の名称： （別 添） 検査調書 （別 添） 検査調書 出来形検査調書	第8号様式（第9条第1号関係） 令和 年 月 日 発注機関の長 殿 出 納 局 長 地域県民センター所長 業務委託完了検査について（通知） 業務委託完了（部分引渡し）について（通知） 令和 年 月 日付け、第 号 で依頼のありましたこのことについての結果は、 別添のとおりです。 契 約 番 号： 事業委託の名称： （別 添） 検査調書

山梨県調査・測量・設計等業務委託検査要綱 新旧対照表

新	旧
第9号様式（第9条第2号関係） 第 号 令和 年 月 日 発注機関の長 殿 出 納 局 長 地域県民センター所長 業務委託完了検査について（通知） 業務委託完了（部分引渡し）について（通知） 令和 年 月 日付け、第 号で依頼のありましたこのことについての結果は、 不適正部分があることにより合格と認めることができません。 契 約 番 号： 事業委託の名称： （参考添付） 修補指示書	第9号様式（第9条第2号関係） 第 号 令和 年 月 日 発注機関の長 殿 出 納 局 長 地域県民センター所長 業務委託完了検査について（通知） 業務委託完了（部分引渡し）について（通知） 令和 年 月 日付け、第 号で依頼のありましたこのことについての結果は、 不適正部分があることにより合格と認めることができません。 契 約 番 号： 事業委託の名称： （参考添付） 修補指示書

山梨県調査・測量・設計等業務委託検査要綱 新旧対照表

新	旧
附則 （施行期日）この要綱は、令和6年7月9日から施行する。 附則 （施行期日）この要綱は、令和7年5月1日から施行する。 別記	附則 （施行期日）この要綱は、令和6年7月9日から施行する。